

○登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程

平成17年4月1日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条及び第167条の11第2項の規定並びに登米市契約規則(平成17年登米市規則第41号)第2条第2項、第3条第1項及び第18条の規定に基づき、登米市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の請負契約、物品の製造及び修繕の請負契約、測量、建設コンサルタント業務等の委託、物品の買入れその他の契約における一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の時期、方法等について必要な事項を定めるものとする。

(競争入札に参加することのできない者)

第2条 次に掲げる者は、競争入札に参加することができない。

(1) 次条の規定による資格の審査を受ける日の属する年の1月1日(1月から3月までの間に資格の審査を受ける場合は、資格の審査を受ける日の属する年の前年の1月1日とする。以下「審査基準日」という。)の直前1年以降に創業し、又は当該法人を設立した者(登米市内に本社を有する者で、国、宮城県、登米市又はこれらが出資している公的機関が実施する創業に係る助成金、補助金又は出資を受けているものを除く。)

(2) 市(町村)税を納付していない者

(3) 契約を締結する能力を有しないもの(契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。)及び破産者で復権を得ないもの

(4) 都道府県税を完納していないもの

(5) 消費税及び地方消費税を完納していないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が実質的に経営を支配している等市長が特に不適格と認めるもの

2 営業を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

(1) 相続したとき。

(2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。

(3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業の譲渡を受け、個人営業者となったとき。

- (4) 合併により解散した会社の取締役又は社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (5) 会社が組織を変更し、他の種類の会社となったとき。
- (6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(競争入札に参加する者の資格及び審査基準)

第3条 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格は、その施工能力に基づき、土木工事、建築工事にあつては、S、A、B及びCの4等級に、設備工事及び舗装工事はS、A及びBの3等級に、その他の工事にあつては、A及びBの2等級にそれぞれ区分し、併せて同一等級内における順位を定めるものとする。この場合における個々の施工能力の認定は、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査に基づき算定された建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値(以下「総合評定値」という。)により行うものとする。

2 前項に規定する契約以外の契約に係る競争入札に参加する者は、必要がある場合には、契約の種類ごとに履行能力に基づき等級に区分し、順位格付をして定める。

3 次に掲げる者は、特別の理由がある場合を除き、前2項に規定する資格を有しないものとする。

(1) 登録、免許又は許可を営業の要件とする契約の種類について、当該登録、免許又は許可を受けていない者

(2) 建設工事の請負契約に申請する者で、次に掲げる者

ア 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

イ 前年から継続して申請する場合は、建設業法第27条の29第1項の規定により通知のあった建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。)第21条の4に規定する通知書(以下「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」という。)のうち、審査対象営業年度及び審査対象営業年度の1期前のいずれの決算においても完成工事高のない者

ウ 前年から継続して申請する場合以外の場合は、建設業法第27条の29第1項の規定により通知のあった経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のうち審査対象営業年度及び審査対象営業年度の1期前の決算のうちいずれかにおいて完成工事高のない者

(資格審査の申請)

第4条 競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに、入札参加資格審査申請書に当該各号に定める必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない

ない。ただし、第2号から第5号までに定める追加申請時には、新たに申請することによって、競争入札参加資格のある契約の種類を他の契約の種類に変更することができる。

(1) 建設工事の請負契約

- ア 申請の受付時期 隔年の2月1日から2月末日まで
- イ 追加申請の受付時期 定期申請の受付時期以外の年(以下「中間年」という。)の2月1日から2月末日まで
- ウ 必要な書類 納税証明書(代表者の納税証明書を含む。)、委任状、使用印鑑届、納税証明書(代表者の納税証明書を含む。)、商業登記簿謄本(個人事業者の場合は、住民票の写し、身分証明書及び登記事項証明書とする。)及び入札参加資格申請書配布等収入領収済証(以下「納税証明書等」という。)並びに建設業許可証明書、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書、技術職員名簿その他市長が特に必要と認める書類

(2) 測量、建設コンサルタント業務等の委託の契約

- ア 定期申請の受付時期 隔年の2月1日から2月末日まで
- イ 追加申請の受付時期 中間年の2月1日から2月末日まで
- ウ 必要な書類 納税証明書等、登録証明書、現況報告書の写し、経営規模等総括表、財務諸表、技術者経歴書その他市長が特に必要と認める書類

(3) 物品の製造及び買入れの契約

- ア 定期申請の受付時期 隔年の2月1日から2月末日まで
- イ 追加申請の受付時期 中間年の2月1日から2月末日まで
- ウ 必要な書類 納税証明書等、財務諸表その他市長が特に必要と認める書類

(4) 食料品の買入れの契約

- ア 定期申請の受付時期 隔年の2月1日から2月末日まで
- イ 追加申請の受付時期 中間年の2月1日から2月末日まで
- ウ 必要な書類 納税証明書等その他市長が特に必要と認める書類

(5) 役務の提供その他の契約

- ア 定期申請の受付時期 隔年の2月1日から2月末日まで
- イ 追加申請の受付時期 中間年の2月1日から2月末日まで
- ウ 必要な書類 納税証明書等、登録証明書、財務諸表、技術者経歴書その他市長が特に必要と認める書類

2 市長が特に必要があると認めるときは、前項各号に定める受付時期以外の期間に、それぞれ必要な書類を提出させることができる。

(資格審査の結果の通知及び資格の有効期間)

第5条 前条第1項の規定による申請のあったときは、申請の内容を審査し、資格の有無を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により、資格を有すると認められた者(以下「有資格者」という。)のうち、等級により資格を定めるものにあつては、別に定める算定基準により当該資格を決定し、申請者に通知する。
- 3 建設工事の請負契約に係る有資格者については、名称等を記載した文書をインターネット上の契約事務担当課のホームページに掲載して閲覧に供することにより公表するものとする。
- 4 有資格者に係る資格の有効期間は、次のとおりとする。
建設工事等の請負契約に係る入札参加資格
ア 定期申請にあつては、申請のあった日の属する年の4月1日から翌々年の3月31日まで
イ 追加申請にあつては、申請のあった日の属する年の4月1日から翌年の3月31日まで

(変更の届出等)

第6条 第4条の規定による申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者又は受任者
 - (3) 所在地、電話番号及びファクシミリ番号
 - (4) 実印又は使用印鑑
 - (5) 資本金
 - (6) 組織
 - (7) 許可又は登録の内容(更新を含む。)
 - (8) 技術職員
- 2 市長は、前項の規定による届出により、又はその他の方法による事実認定により、必要があると認めるときは、前5条の規定により定めた資格を変更することがある。

(建設工事の発注基準等)

第7条 競争入札における建設業者に対する各等級別の発注の基準となる金額は、別表第1のとおりとする。

- 2 指名競争入札における建設業者の選定は、格付された建設業者の中から別表第1の等級区分に従い行うものとする。
- 3 次に掲げる工事については、前項の規定によらないことができるものとする。
 - (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
 - (2) 災害時における応急復旧工事
 - (3) その他市長が特殊な事情があると認める工事
- 4 指名業者数の基準は、別表第2のとおりとする。ただし、特殊建設工事又は特別の事由

のある場合の業者数は、この限りでない。

(指名業者の選定における留意事項)

第8条 建設業者の指名選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 経営能力及び不誠実な行為の有無その他信用状況
- (2) 工事成績
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 技術者の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 当該工事の施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働管理の状況
- (9) 地場産業の振興

2 建設業者以外の業者の指名選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 発注状況、経営状態等による債務履行能力の現状把握
- (2) 当該債務の履行場所その他の地理的条件
- (3) 不誠実な行為の有無

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、入札参加資格、審査手続等については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度における第4条第1項の規定の適用については、別に定める。

附 則(平成19年4月11日告示第88号)

この告示は、平成19年4月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年6月11日告示第134号)

この告示は、平成19年6月11日から施行する。

別表第1(第7条関係)

(1) 格付け基準

発注工事の種類		等級	条件	
大分類	小分類		総合評点	1級技術者数
土木工事	土木一式工事 水道施設工事	S	850点以上	11人以上
		A	700点以上	4人以上
		B	550点以上	1人以上
		C	549点以下	—
建築工事	建築一式工事	S	850点以上	7人以上
		A	700点以上	3人以上
		B	550点以上	1人以上
		C	549点以下	—
鋼構造物、しゅんせつ工事	鋼構造物、しゅんせつ工事	A	700点以上	—
		B	699点以下	—
とび、土工、コンクリート工事	とび、土工、コンクリート工事	A	700点以上	—
		B	699点以下	—
舗装工事	舗装工事	S	850点以上	10人以上
		A	700点以上	3人以上
		B	699点以下	—
設備工事	電気、管、機械器具設置、電気通信工事	S	850点以上	—
		A	650点以上	—
		B	649点以下	—
その他工事	大工、左官、石屋根、タイルレンガブロック、鉄筋、板金 ガラス、塗装、防水 内装仕上、熱絶縁 造園、さく井、建具 消防施設、清掃施設	A	650点以上	—
		B	649点以下	—

(2) 工事発注基準

発注工事の種類		等級	請負工事金額の範囲
大分類	小分類		
土木工事	土木一式工事	S	2,000万円以上
	水道施設工事	A	1,500万円以上1億円未満

		B	1,000万円以上3,000万円未満
		C	1,000万円未満
建築工事	建築一式工事	S	3,000万円以上
		A	1,000万円以上2億円未満
		B	500万円以上1億円未満
		C	1,000万円未満
鋼構造物、しゅんせつ工事	鋼構造物、しゅんせつ工事	A	500万円以上
		B	500万円未満
とび、土工、コンクリート工事	とび、土工、コンクリート工事	A	500万円以上
		B	500万円未満
舗装工事	舗装工事	S	1,000万円以上
		A	500万円以上1億円未満
		B	1,000万円未満
設備工事	電気、管、機械器具設置、電気通信工事	S	5,000万円以上
		A	500万円以上 5,000万円未満
		B	500万円未満
その他工事	大工、左官、石屋根、タイルレンガブロック、鉄筋、板金ガラス、塗装、防水内装仕上、熱絶縁造園、さく井、建具消防施設、清掃施設	A	300万円以上
		B	300万円未満

別表第2(第7条関係)

1 請負対象金額

金額	指名業者
130万円以上	5社以上
130万円未満	2社以上